

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、別表のとおり再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2012年1月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

なお、「参加要件」に記載している事項は、機構が想定する当該業務に必要な能力・経験の目安であり、同要件を満たさない団体のプロポーザル提出を制限するものではありません。

【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）を提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長

相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【4. 情報シートの提出について】

登録制度は廃止いたしましたが、当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

実施予定案件一覧表（業務実施契約）

（再公示日：2012年1月26日）

項番 国 名

案 件 名

再公示1 カンボジア

農業振興基礎情報収集・確認調査

再公示：次の案件については、12月14日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示1 国名：カンボジア 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：農業振興基礎情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2012年3月下旬～2012年7月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における農業分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書交付：2012年2月3日から2012年2月7日まで
(交付期間が遅れる場合は、HPにて告知します。)
JICA本部1F調達部受付にて交付

プロポーザル提出：2012年2月21日
(プロポーザル提出期限の詳細は、業務指示書に記載します。)

選定結果通知：3月上旬

契約交渉：3月上旬～3月中旬

5 業務の目的

カンボジア国(以下「カ」国)において農業は経済の中心であり、GDPの3割以上を占め、就労人口の6割が従事する主要産業となっている。JICAはこれまで「カ」国農業セクターに対し、灌漑施設の改修や営農支援等、農産物の生産性改善に重点を置き支援を実施してきた。米の生産性は栽培技術の改善、灌漑施設の整備などにより年々改善されており、過去10年で単位面積当たり収穫量は1.8トン/ha(2000)から2.9トン/ha(2010)へと1.5倍以上に増加している。しかし、統計上は食糧自給を達成しているが、天水に依存した稲作は天候不順に極めて脆弱で、毎年のように干ばつや洪水により大きな被害を受けるほか、国内流通経路の未確立やインフォーマルな海外流出により地域や農民に利益が還元されておらず、生産の少ない地域の住民や一部の貧困層の生計が低い原因となっている。また、0.5ha程度の耕作地しか所有せず、自家消費分を生産することもままならない貧困農家も多く存在する。

「カ」国の貧困率は改善傾向にあるものの依然30.1%(2007年)と高い水準にある中、人口の8割、貧困層の9割以上が農村部に居住しており、農業は特に地方部の貧困削減に必要な収入と雇用機会を創出している。このため、農業特に米セクターの振興及び地方の農村部の開発を通して地方住民の生計向上を図ることが、格差拡大に伴う社会不安定化を防ぎつつ、持続的な成長を遂げるための緊急性の高い課題となっている。

本調査は、上記背景に鑑み、「カ」国農業セクターの最新の動向を把握した上で、「カ」国農業振興に対する今後の支援の方向性を検討するにあたり必要な資料を整備することを目的とする。特に、以下の分野について重点的に情報収集を行い、課題を整理した上で今後の支援を検討する。

(1) 優良稲種子の普及

「カ」国政府は米の農業生産性及び品質改善要因の一つに良質な種子の使用をあげ、増産、普及を目指しているものの、現在「カ」国での優良種子による生産は20%程度にとどまっており、多くの農民は前年度収穫物の一部を保管して作付け用の種子として利用している。このような種子は適切な管理がなされていないため様々な品種が混ざり、また発芽率が低いなどの低品質等の問題があり、品質改善の観点から大きな課題となっている。農家が優良種子を使用できるよう配布システムを整備する必要があるが、具体的な支援を検討するにあたり種子生産状況や優良種子の需要・供給量のバランス等、同分野の情報を把握する。

(2) 米収穫後処理

「カ」国では、米収穫後処理に関する認識や技術が不十分であり、不適切な乾燥と精米のため砕米率が高く、生産・加工に携わる農民や農村部住民の所得向上の妨げとなっている。精米処理技術の改善による品質及び処理能力の向上は、米の国内生産拡大を促し生産農家の生計向上を通じた貧困削減に資するものであるため、収穫後処理に関する現状、関連業者に関する情報を整理の上、収穫後損失率低減のため米生産者、加工業者への支援方法を検討する。

(3) 貧困地域での農村振興事業

地方における貧困農村地域の経済成長のため、地域資源を活かした農村振興事業を検討する。「カ」国政府は貧困削減のため作物多様化を推進しており、米以外の農作物も検討対象とするほか、農道等農村インフラ整備も検討に入れる。また、民間を積極的に活用し、持続性を確保しうるメカニズムを用いた農村振興の仕組みを提案する。

(4) 洪水関連情報収集

2011年、インドシナ半島への長期間に亘る大雨の影響により、東南アジア各国で洪水災害が発生しており、「カ」国においても史上最大規模の洪水被害が出ている。全水田の17%が浸水し、農業セクターへの被害も甚

大である。農業セクターにおける被害状況を確認し、今後の農村地域への中・長期的な支援ニーズを把握する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域

「カ」国全地域

(2) 相手国政府機関

農林水産省(MAFF)

(3) 業務内容

ア 既存資料(既往調査報告書、専門家報告書等)、文献、インターネット、他ドナーによる報告書、「カ」国家政策他を通じ「カ」国農業セクターの情報収集、分析、整理。調査目的達成のための問題点、課題の洗い出し
イ 「カ」国農業セクターに係る最新情報及び他ドナーや民間事業者の動向の収集・整理・分析。既存技術協力関係者からのヒアリング

ウ 「カ」国の優良稲種子普及システムに係る以下の最新情報の収集・整理・分析

(ア) 法制度・規制(種子法及び各種細則の整備状況)、国家開発計画

(イ) 種子生産・普及システムにおける関連機関の役割、体制、人員・能力、財務状況等

(ウ) 種子分野における他ドナーや民間事業者の動向

(エ) 種子の需給バランス分析

(オ) 種子分野における課題分析及び支援策の検討

エ 収穫後処理に係る以下の最新情報の収集・整理・分析

(ア) 米の収穫後処理に関する現状、関連業者に関する情報

(イ) 政策、開発計画、法律、制度

(ウ) 他機関の支援動向

(エ) 収穫後損失率低減を目的とする米生産者、加工業者への支援方法の検討

オ 貧困地域での農村振興事業に係る情報の収集・整理・分析

(ア) 農業、地場産業、生活状況、農村インフラ等農村の現状に係る調査・分析

(イ) 農家の生計向上に有望な農業・地場産業の選定、農道等農村インフラ整備の検討

(ウ) 優先的支援地域の選定

カ 2011年大洪水による農村部被災状況の確認及び、農村部における洪水被害の減災等支援の検討

(ア) 洪水に係る復旧・復興、予防等における「カ」国の対応状況の確認

(イ) 本年の洪水被害への対応策として短期的に対応すべき事項、中長期的に対応すべき事項のリストアップ、及び可能な範囲で具体的にそれぞれの事業量・経費の積算

キ 課題の特定及び解決策の検討

上記ア～カにて判明した課題の整理及び支援策の策定

ク 中間報告会の実施

7 成果品

(1) インセプションレポート (2012年4月上旬)

(2) インテリムレポート (2012年5月中旬)

(3) ドラフトファイナルレポート (2012年6月中旬)

(4) ファイナルレポート (2012年6月下旬)

8 主要な分野

(1) 総括/稲種子生産政策・制度

(2) 農村振興

(3) 米収穫後処理

(4) 洪水/農業インフラ

9 特記事項

(1) 共同企業体の結成を認める予定。

(2) 本案件についてはA類型を予定している。

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。